

外来生物法改正のねらい・ポイント

資料2-4



下記の取組により、外来生物対策を一層強化・推進し、**安全・安心な国民生活と生態系保全等の推進**を実現

- (1) 国内への侵入防止のために**緊急に対処が必要な外来生物**（**ヒアリ類**を指定）の対策のための検査体制等の強化
- (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**の指定）に対応する規定の整備
- (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」

であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、**緊急の対処が必要なもの**については「**要緊急対処特定外来生物**」(*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を指定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制**（**輸入、販売、放出等**）のみを適用することを可能に



規制対象外の例

- ・個人の販売目的でない飼育
- ・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

改正外来生物法全面施行に向けて



- **改正法全面施行**に向け、**各種規定**（政省令、基本方針、基準、指針等）**を今年度内に整備**予定
- 地方公共団体に定着した特定外来生物への対応の責務が新設されたことを受け、**支援予算拡充と特別交付税措置**や、地方公共団体と地方環境事務所の連携促進のための**事務所定員の大幅拡充**に向けた作業を実施

令和4年

5月18日 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号）公布

7月1日 改正法第1条関係（特定外来生物全般の規制権限の拡充） 施行

9月20日 **特定外来生物被害防止基本方針 中央環境審議会答申を踏まえ閣議決定**

9月 地方公共団体に向けた改正法の説明会

11月22日 ヒアリ類の要緊急対処特定外来生物への指定に係る政令、施行期日令の公布

令和5年

1月20日 アメリカザリガニ等の一部規制を適用除外する特定外来生物への指定に係る政令公布

2月27日 改正施行規則の公布

年度内 各種基準や対処指針に係る省令・告示の制定等

4月1日 改正法第2条関係施行（**改正法全面施行**）、政令（ヒアリ類指定関連箇所）施行

6月1日 政令（アメリカザリガニ等の指定関連箇所）施行

外来生物に関する普及啓発

- ◆ 令和4年4月に、アメリカザリガニの対策推進のために作成した「アメリカザリガニ対策の手引き」、学校教育用教材等を環境省HPにて公開。
- ◆ アメリカザリガニによる影響やアカミミガメの規制内容等についてSNSで発信。



アメリカザリガニ対策の手引き

環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室
令和4(2022)年4月作成

アメリカザリガニ対策の手引き

https://www.env.go.jp/nature/amezari_kakuchi.html

？ もんだい アメリカザリガニをつかまえたり、かつたりするときの大切なやくそくはどれかな？○を2つつけてみよう。

 アメリカザリガニがにげないようにフタをする	 かわいそうだから池や川にはなしてあげる	 さいごまで大切にかう
---------------------------	-------------------------	----------------

☆ こたえ ○ ✕ ○

アメリカザリガニが池や川にはいらないように気をつけてかえれば、水の甲のたくさん生きものをまもれるよ！アメリカザリガニもかわいがって大切にしてね。

学校教育用教材

<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/tool.html>
にアメリカザリガニ以外の学習ツール含め多数掲載



アメリカザリガニによる影響のSNS発信



アカミミガメの規制内容のSNS発信

<https://www.youtube.com/watch?v=OT7CdGlpBUA>

地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（外来生物対策管理事業費）



【令和5年度予算（案） 100百万円（10百万円）】 環境省
【令和4年度第2次補正予算額 250百万円】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、これにより、新たに国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなり、また、市町村もそれに努めることとなった。本改正法は令和5年度から施行される予定であり、同法に基づき、地方公共団体における防除の取組が必要となる。これを踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2）
- (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）
- (3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ

特定外来生物による被害の防止、
分布拡大の抑制・根絶、生態系の回復



- (1) 特定外来生物の防除
- (2) 個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）

※（1）及び（2）について

- ① 都道府県・市町村が自ら行う防除事業
- ② 市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助

- (3) 外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき外来種のリスト化に必要な調査・検討等